（草稿）「英国ノ島国的今日ノ地位ヲ明ニスルコト」他

特別
ヌ6
8490
1859
早稲田大学図書館

發	月 日 午 時 分
着	月 日 午 時 分
受簡者	殿
發簡地	於
發簡者	

一 英国ノ島国的今日ノ地位ヲ明ニスルコト

二 英国海主陸従ノ根本ヲ明ニスルコト

三 今日英国ノ陸軍[illegible]ヲ[illegible]スコト能ハズシテ海軍ヲ[illegible]限シ純然タル工業的基礎ヲ危クスルヲ認メアル為ナルコト

四 我国ハ造船業者又ハ備陸海(平主義ノ)唐(?)カ下ニ依リテ[illegible]無備ニ建ツサレサルコト(紀要者ノ...)

五 仍テ文明ハ[illegible]ノ國民ヲ國際指導[illegible]日本ノ[illegible]ノ知識ナルコト[illegible]ノ能ハ[illegible]文明ノ[illegible]ニシテ[illegible]ナルコト即チ陸主[illegible]ナルコト

六 [illegible]戦争ハ[illegible]ノ[illegible]ニナリシ[illegible]ルカ

[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]ノ利益ノ[illegible]ナサザルコト

七 外交関係[illegible]ハ陳腐ナリ

[illegible]ノ力ノ[illegible]ヲ保チテ依リテ保持セシ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ヲ論ズ

發	月　日午　時　分
着	月　日午　時　分
受信者	殿
發信地	於
發信者	

右外ハ前告スル所独リ日露ヲ除外例トスル
若干ノ修正ヲ除カハ昨年ハ其是非ヲ問ハス地盤スル
モノナリ
日露ノ親交ハ極東ニ対スル独ノ雄図ヲ制シ英ト
ノ交誼疎隔セシムルヲ防キ露ヲ通シテ仏ト
親シ日英露仏ノ親交ハ米国ノ跋扈ヲ抑制シ
将来三国協上勢力ノ露ノ上手ニ出ツルニ依リテ
保ルシ将来ニ対抗スル海軍ヲ建設スルハ
未ト手ヲ保チ得ルモ三ヲ通シテ日英同盟ヲ華
国ニシテ四三ヲ以テ独露ノ偏リ制セシトスルハ設定
ナリ故ニ対露軍備ヲ後ニシ海軍ヲ
周ニスルハ適当ナリ
八、勢力ハ露ト後者ノ国民力背後ニ在ルカ故ニ
然ルトキハ海上ニ於ケル陸上ニ於ケル海上ニ於
ケルハ未英独トノ衝突ヲ避ケシ且経地
モナシ四百余州ヲ席巻シ等キ教化シ...

發	月　日午　時　分
着	月　日午　時　分
受簡者	殿
發簡地	於
發簡者	

九、軍費ヲ民ハ甚タ少シト云フモ之レ認ムル逆
境ニ立ツ政府當局カ民意ニ迎合シテ變ル方援
限ノ異ニ供スルニ過キス更ニ民族ト共ニアル
リトスル人獨リ軍隊ノミニアラス全般ニ亘ル
政黨ナリ多數ノ軍隊ト其他ノ關係ヲ
側示スルコト
十、將又之ニ加ヘ使唆的暴徒（一般士）ヤ無能無業者ノ
我田引水的ニハ民ヲ煽リ又由陸軍
ヲ局者ニ却テ反抗的態度ヲ高メシメ
却テ更ニ重大ナル政策變ヲ阻害スル
状アルコト
十一、何等ノ實效アル十數年ヲ要スル一般ノ觀化
ニ二八年及十分ナリ（靜ヤ準備廿八年）
故ニ海軍ハ陸軍ヨリモ各協ノ關係ヲ經ル外
交ノ關係ニ待セハ無援ナル限ハ多大ナル一兩年
陸軍ハ常時ノ準備必要ナリ

受簡者	着	發
殿	月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
發簡者	發簡地 於	

十二、戦争ヲ比較シテ陸軍ヨリ不経済ナリトスルノ
論アルモ計算上ニ海軍ハ経費ヲ要シタリ
然レモ其結果ヨリ見レハ陸後ハ海軍ノモ
ニテハ完全ニ就位ノ一角ヲモ占メ得サリシ
ナラスハ露ノ後ハ朝鮮樺太ヲ能ク有ス
ルヲ得ル又南洋群島ヲ常ニ勢力ノ基
礎ヲ扶植スルモ皆之レ海軍ノ為メナリ将
来ニ於テハ海軍ノミニテハ何カ出来ルカ

十三、陸軍ハ防禦ヲ主トシ守勢防禦ニハ海軍ノミカ
必要ナリトスルノ論者アリ試ニ聞カン日本
兵粮ノ如キ之レ等ヲ補給スル以外ニ要スルヲ
三十日ノ耶ヤ来リ何レノ海岸ヨリ
輸ヤ出来ス軍事上何処比利賓ノ様
ニ於テ日本ヲ侵略ノ来ルヲ防止スル
ハ日本ハ支那ヨリ輸ヲ仰クノミナリ
支那モ戦ヲ支フカナケレハ寒心セリ

発　月　日午　時　分
着　月　日午　時　分
受簡者
殿
発簡地
於
発簡者

我陸軍ノ到達シ得ルヤ否ヤニ在ル也
従来此物件ノ為ニハ支那ト我ノ密接
ノ関係ニ置カサルヘカラス日本ノ独
立自衛ノ為メ此ハ必要ナリ
然カ我ノ考モ亦此ノ関係ノ区域ヲ限リトシ
トキ満蒙ノ所謂緩衝ナル防禦方防
ヲ振テ此封鎖ヲ破ラレルコトナル此ハ止
数千里何等ノ根拠地ヲ有セザルレハ
何カ出来ルカハ素人ニモ分ルコトナリ
即チ陸上ニ於テ要地ヲ占メテ根拠
トレテ[illegible]ノ働ケル次第ナリ　満若
小近視眼ニレテ帝国周囲ノ近中封鎖
ノコトノミヲ考ヘ居レリ（未ノ宣伝ナリ）
古、防禦即帝国ノ経済ノ保障ノ為ニ
版ノ海軍カ大ナル力持来我内地
[illegible]

發	月	日午	時	分
着	月	日午	時	分

受簡者　　　　殿

發簡地　於

發簡者

濠洲對馬海峡ノ監視及交通ノ安全
等ヲ大ニ容易ナルヘシ
十五、西伯利亜鐵道聯絡線、地方陣
備等ノ完成ハ將來ノ獨入リ東
スルハ陸上ヨリ之ヲ保持シ得ヘシ之カ
輸送力ト運搬トニ就テ研究スルコト
地帶ニ價値ナル陸付海上ヨリ輸ヲ
乏ルル保證ノ價値ハ價値ナルヘシ
十六、日本ノ對外貿易關係ヲ潤ハシ
且ナルヲ何レノ國ノ保護カ存ス

痛ヤシ一事アリ
十七、要スルニ日本ハ南方ニ富源ト接スル
可ナリ支那ヲ我カ勢力範圍トスルカ
シリ地方又ハ揚子江沿岸ニ轄ル
可ナリトノ抱負ヲ以テ經綸ニ當
ルナリトハ繁榮ヲ一層スルコト

發 月 日 午 時 分

着 月 日 午 時 分

受簡者 殿

發簡地 於

發簡者

十八、予ハ[illegible]ノ際ナレハ[illegible]予ニ連絡セ
ラ[illegible]サレメサル様陸海軍ヲ[illegible]セシメ
聯絡スル必要アリ 特ニ作戦ノ為ニモ
ニ留守中[illegible]ヲ這ハサル様[illegible]ニ猶
殊ニ[illegible]ノ地ニ太平洋ノ手ヲ[illegible]又一致
ニ陸軍及外務陸軍ニ比シ階級ノ高キ
ニ近クルモノアルカ故ニ陸軍ニ於テ[illegible]
代理トシテ[illegible]備ハヤ[illegible]ヨリ安定ヲ[illegible]
有セサル様大宇備[illegible]ヲ生メ又財
財ノ豊富ナル[illegible]ニ於テ[illegible]ヲ
生セシメ勝利ノ途ヲ開キ得ル
直接対策ニ当ル者ヲ防備ニ必要
[illegible]中ニハ[illegible]力ノ充実ヲ
図レ
十九、予防[illegible]ノ開キテ各方面ノ[illegible]ニ集
メテ[illegible]スルノ連絡多キコト

發 月 日 午 時 分
着 月 日 午 時 分

受信者 殿

發信地 於

發信者

〇

一〇、感情論ニ走リ或ハ自己ノ立場ヨリ之ヲ推斷シ若
ハ使嗾シ以テ利用セントスルハ國防ノ本義
ヲ誤ルノ甚タシキモノト

一一、軍事ノ默殺セラルル時ニ於テ強硬論者モ一度
直ニ之ヲ膝下ニ容易ニ伸フヘカラス抑モ
前ニ論陣ヲ張ル如キ對等ノ立場ヲ以テ三ツ根本
的ニ協調セシムルヲ期セスシテ數多ノ勢力表
示ノ如キ大戰争ナリシモ四十年近クヲ經
日ヲ要スルモノアラスヤ一時ノ政治上ノ
都合ヨリ之ヲ軍備ノ點ニテ論セラルルカ如キハ
非常ノ者ヲ思フノ至誠ノ情ニ堪ヘサル所
百方手段ヲ盡シテ之ヲ存立セシメラレン
國難アラハ其附ケニ軍備ノ充實ヲ極メ
ルコトニ在リ之ヲ整ヘ陸海ヲ通シテ

一二、軍港要塞防禦ノ要塞ヲ海軍ニ引渡シ
セシムルコト及ビ海軍ノ陸上後備工事ノ調査

(51)

○

發	月　日午　時　分
着	月　日午　時　分
受信者	殿
發信地	於
發信者	

二三、元帥府軍事参議院ノ改組要求ハ甚タ正位
陸軍ノ陥ル一派ヲ固ムルコト
二四、陸海将校ノ人生及一般経典比較
二五、陸軍ヨリ海軍ニ軍港要港ノ防禦ヲ移管セシムルコト
二六、軍令部参謀部ヲ陸海一元ノ機関トナスコト
二七、支那軍分遣部隊
二八、排陸軍論ハ軍ヲ除ク者ニハ国ヲ亡スト任セル
理論者、排藩閥軍人等偏見ニ
駆ラレタル感情論者、政党政客ノ造作
策若クハ排他的ナル党者ヨリ唱ヘセラルル萬々
ノ御手ニ依リテ施サルル主義利己論者ノ三種
アルカトヲ記憶セル者アラハ此レ何レモ新
陰謀家ヲ評スルノ軽ナリトス
二九、國家ノ威信ト福祉ハ常ニ軍備ノ充實ニ繋カ
レルヲ思ウヘシ況ンヤ友邦ヲ離ルノ陰謀事之
ラ地子ノ運命ヲ除ク為ニ経済戦力ノ海軍

(51)

年　月　日

有事ノ日ニ於テ起ルノ利アルコトヲ知ラシムルヲ以テ最モノ
方法ト為スベキナリ
三、欧米諸国ノ保守中央政府自由進歩党ノ常ニ力争
事経済問題社会問題ニ関シ各異見ヲ懐キ抗争シ
テ隠サザルモ朝夕国防ノ一事ニ関シテハ皆協力
ヘシ其意見ニ於テ一致スル注目スベキ所ナリ外国ニ対シ
強国ノ軍事ノ下ニ於テ帝国ノ上小常ノ
ナル結果ヲ得ザリ
三、陸海軍ノ軍事ノ運用ト相容レザル迷ナルコト
三、小陸海軍ハ偏見、愛憎、利害ノ三者中ノ一ヲ基
リテノ如ク三方ヲ別ニシ而モ其ノ世ヲ益スル
ルベシ

（151）

以一至十ノ要旨ハ海軍ヲ主要部ニ動カス氏トシテ因ヲ

モ之ヲ実施スルハ理論

○

三三、高麗明軍ノ言リハ勝ニ依リテ求メサルモ社房法ルノ上ニ
強氏ノ軍ヲ滅ヌつし孫子ノ教ト能役ノ関係ヒタテコト

三四、海軍は海を主とし艦船を本体とすつし陸上施
設の於大なるは陸軍なり

三五、海陸軍監獄リ應一ヌルコト无ヒ總陸陸ハ共同動作ナリ

三六、十字軍役後ニ起サレハ二十七八年役ニハ朝鮮ハ独立スル支那
ノ保護下ニ立チ黄龍旗ハ近リ九四ノ村落ニ翻リ又三十七八年
役ニハ露ノ旗ヲ擁起セサリシナラハ韓半島ハ露ノ領有ニ帰
シ其軍師ハ既ニ乱世ヲ希望セシ軍港トナリ対馬海峡ヲ
日本海ハ露ノ牧場ナルシ江戸ナリシ徳川ノ三百余年ニ止
ル医学ハ軍ガ帝国ノ進歩発展ヲ共ヘタリヤ運
ノ名ヲ奉シ万象ノ帝国ト民ハ伏シテ永ク極東ニ日ヲ出セサリシ

三七、露独ノ接近ハ極東ニ於テ独ヲ又英ヲ寒心セシム
信ヲ英ヨリ一層ニ信拠スル露ハ全ク高ナラム佛モ又然リ
三八、日本ハ堅実ナル監獄即チ内部ノ秩序ヲ維持スル能ハズ
ヲ主ニ二千五百万毎リ後ノ東洋ノ平和ヲ維持シ帝
ノ威ノ為掃シ並ビ信ヤ並信ヲ失ハ常ナリ幸ナ
リ誇ノ之モアリタルナリ

三九、日露関係ノ良好ナラシムルニ至リ独平接隣リ也ヲ伴ナリト云
フハ交互ノ三ヶ条ニ今日ニ備ハ全アル備フルトアラズ
英独ノ接近ノ望ムル一方ニ艦隊競争ナレ露独ノ君
主ノ仏独上会合安協ノ後何レナラサルニ露皇帝
接渡シ関スル活動ヲナシ独ノ呼吸ヲ考ヘテ
他、今ノ所備ハ加鮮ニ備ヘ千萬、艦隊ヲ至ル帰ヲアラス大

四一、黒龍江ノ警備　西伯利経営ハ明ニ露國ノ東方ニ対スル軍事的目的ヲ帯ブルモノナリ

四二、西伯利鉄道ノ世界交通路タル可キハ其擴張力ガ十分細ニ向ツテ伸ブルモノナリ

四三、露國ノ東方ニ対スル鉄道経営及近年採ケル軍備施設ノ変更等ハ同國自体ニアルベシト思ハ日露ノ権衡ヲ失シタルコト明瞭ナルノ日ハ即チ同國ノ積極的武器ガ攻撃的ニ使用セラルルモノナルコトヲ覚悟セザルベカラズ

(51) 以上五十ノ要求ハ軍事当局ノ勉メテ民衆ト共ニ因ク

モナル軍事ニ帰スルハ誤ナルコト

四四、唯一ノ黒色人種ナリ字ヲ宗教的手ヨリ喪ヒシ人種ナ
シトセリ 嘆斜一支那蘇久

四五、若傷ノ抑制、体育発一、商工業経営者ノ体育、堅実ナル要
素ノ貴族ハ国防力増進上有形無形ニ裨益アリ

四六、偉大的結果ニアラザル栄誉(支那ノ如シ)

四七、経済上ヨリ観ルモ努力競争ニ西洋ニ対シ叶ハヌト敗降

四八、国民ノ発展程度ハ抵抗ノ最モ少ナキ方面ニ向フテ行フベキ世界
歴史ノ示セル普通ノ原則タルベキコト

(49)、日本帝国ノ国民中一人トシテ東洋最強国ノ国民タルコトヲ
誇リトセザルモノナク而シテ帝国ヲシテ此高位置ヲ隆盛
セシメ又ハ先帝ノ偉業中ノ最大ナルモノ換言スレバ同胞
数十万ノ鮮血ト二十余億ノ財ヲ費シテ得タル領土ヲ
崩壊分裂セシメザルガ為ニ当然若干ノ犠牲ヲ払
フベキコトヲ覚悟セザルモノナカルベシ

(50)
軍費過重モ陸ハ予定 国民実力ニ比シ既ニ過大ナルモ
モ之ヲ軍費ニ帰スルハ誣語タルコト

(51)
此一点十ノ要求ハ軍事当局者ノ動カスベキ国民トシテ同ク

帰ル此ヲ
知リタシ

以テ一億千ノ勢力ハ互ニ牽制セシメントセルコトヲ得テ以テ東ニ出ントスル
ヲ自ラ牽制スル障リ他ニ求ムルニ継キテ以テスルモノナリ
以テ露国ノ勢力ノ東漸ヲ企テ其ノ他ニ之ヲ雇ハシム
(24) 日露戦役前ノ露国極東植民ハ毎年平均七万六千人
戦役後四年目ノ平均ハ六十万人ニ其数ヲ増加セリト見植民地
即チ男女加ヘ十余年ニテ三百万人ノ増加ヲナルニ至ル殖民ノ露国
用テ其ノ移民ヲ陸路ニ依リテ送リ
露国極東ハ毎日幾何ノ艦ヲ以テ露国ヲ充セアリヤ
其植民ハ軍ヲシテ土地ニ依ラシムルノ基ヲ作ル

(25) 我国防軍ノ目的ハ正義ノ為ニ戦フモ敵ヲ撃破セサルヘカラス
即チ吾人ハ平和ノ為メ又安全ヲ図ル為ニ戦争ノ外ニ決シ
テ外ノ事業ニ手ヲ触ルヘカラストノ事ヲ守ルコト必要
ナリ即チ我軍ノ根本任務ハ殲滅ト云フ事ノ信条シ
存ス
(26) 我国民ノ献身的犠牲ハ我国民的性質ヲ有スル戦争ニ依リテ発揮
シ得ヘキモノニシテ即チ我国民性ニ適スル戦争ニアラサレハ勝ヲ
制スルコトヲ得ストハ現今軍事思想界ノ喝采スル所
ナリ我未来戦争ハ国民戦争ナリ何ヲ以テ準備スルヤ又反対

2
来カフィリッピンヤ支那ノ沿岸ニ無防備ナル此地ヲ有セサル我軍
ヲ我ニ対シテ挑ミ（千ヤ此辺ノ関係ハ深キ根ヲナキコトナ
シハ後ニ外交上ハ緩和ノ途ヲ求メタキモノナリ

(56) クロパトキンハ「スラーブ」民ノ膨張ヲ止メ巴爾幹問題ヲ英独国ト
キフ下スレヲ猶懼トノ為ヨリ緩和シ両国ノ発展ヲ図リ境土ノ保
全ヲ図レ但シ黄禍ハ油断ナリ備ヘヨトノ言ヲ遺テ去セリ
巴爾幹ニ対シテハ単ニ海峡問題ノミ注意ヲ払ヒトセリ
此ノ要点ハ老人ニ対スル説ヲ纏ト心得ヘシ

(57) 日英同盟ノ価値此ノ年ヲ疑フ今日ノ如キ情勢ヲ将テ海軍ヲ
援護スルコトハ一面ニ於テハ英ニ備フルノ意味ト解セラレ不利ナリ寧ロ
独トレラハ露ヲ一番ノ主ナル目標トスヘシ

(58) クロパトキンハ黄禍ニ対スル白人聯合ノ必要ヲ説明セリ 欧州列強ノ軍備
競争ナシ吾カノ消耗ハ二十世紀ニ於ケル欧州ノ世界的位置ヲ失フノ危
険ヲ増加シ将ニ黄禍ノ勢力ヲ増長スルノミトシ殊ニ極東ニ於テ
西方ニ対スル脅威ヲ大ニ減少セシトスルニ努メカルモノト推考セラル
露ハ欧羅巴ニ於テハ他ノ諸大陸ニ於ケル平和ヲ維持セントセルナリ
努力スルニ安ス即チ欧羅巴列強ト共ニ東方ニ邁進セントスル亜
細亜侵略ノ狂奔ヲ防クヘシ」トモ云ヘリ

(49) 本年五一派ノ此論ハ平和両時ヲ通ジテ吾民ニ寄与セラルヽノ基礎
ナリ殊ニ直接間接ニ経済ニ保護アル位捗ヲ以テ
相互ニ扶翼スルカ如キハ全局上最モ重要ナル現象ナリトス故ニ
吾邦ハ後ノ独國トシ唯一ノ一手ノ独國ノ後ニ立ツヲ望ムモノナリ

(50) 千九百年露ノ本部ハ九千五百五千人 総合一億三千二百万人
ハ露軍後極東ニ於ケル位置ヲ確実ニナシ然ル本部人口ヲ増加シ
千九百九年ニハ三千五万人以上トナレリ即チ最近九年間ニ増加率附
ハ人四十五万人 十割六分ニ当ル露国ノ力ノ増進ヲ証スルモノニシテ
千七百九十六年　本部ニ於テ　五十一万三千人

千八百二十五年　六十二万千人
千八百五十五年　八十五万人
故ニ前世紀最後ノ七十五年間ニ増加セシ本部ハ過ギズ二十世紀最初九年間
ニ増加セル人口ヨリモ少ナシ
総之露国ハ文明ノ程度ヨリ見テ方力ヨリ而シテ本部人口ハ總合一億
一千万余ヲ露ノ人口中ノ僅カニ其一割ニ過ギサルモ猶ホ露ノ本部ニ在リ
其力ノ耐ヘ来ル所ナリ即チ露ハ千九百年本部人口ハ人口百四十
人ニ付一人ノ割合ナリシモ千九百九年ニハ人口百十人ニ付一人ノ割
合トナレリ露民ノ本部ニ移植シ比例スルトキハ人口二百人ニ付一人

ヲ超ユル能ハサルノ計算ナリ故ニ之ヲ減スルモ憂フルハ固陋ナリ
北限ノ増兵ヲ要スルハ其駐屯スルモ亜細亜把握ナリ
指揮ハ
露ノ人口ハ（一年ニ）二百五十万人ニ達スル即今後二十年ハ後ニ三億
ニナルナラントノ説アリ（帝国ニ於テ）
(511) 世界経済ニ於テ大勢ハ財政ノ十分ナル援組ヲ得サラシムルモ後ニ
国防施設ヲ整備スル近ノ将来ヲ要スヘキヤ帝国ハ四年ノ上ノ
準備未タ完カラサルニ先チ対手ノ増中ニ援ケラルルコト必然ナラン
セサルヲ保証スルモノアリヤ
(512) 海軍ノ航空勢力ハ艦艇八年以下ノモノニシテ世界中尤モ

整備ナルモノナリ陸軍ノ一師団ヲ野砲師団ニ二ヲ作リ兵站ニ
出サルモ此等ハ何レノ部分ニモ其比ヲ見サル高率ナリ
到今ハ野戦軍ハ一億円位ノ増率ナリ我陸軍ハ又世
界劣弱ノ小整備其年猶組織ヲ揮ヒ得ルモノナリ
(513) 理想の如き国家は衰へ国的の如き民族は独立の要素
民族は幕末以来の外来の圧迫に対して大なる伸びんと欲する
現在国際正に立ち即ち列国の位律又入りて対等の地位を得へしと
勉めたり今や其国的現在は進行将来大なる民族の目的

大日本帝国の陸軍は列強中の最優者の地位を占めんことを期せ
ざるべからず然るに英国と結して東亜を開張せんとするが如き
国是又は帝国の方針を執らんとするが如きは前途ある
日本帝国の前途を甚だ誤らしむるものと謂はざるべからず慨
せずんばあらず

59、物体の運動は最も抵抗の弱き所に向つて行はる社会民族の活動も
亦各国より此の側に偏せる如数来各国の植民的侵略は皆此の法則
に従ひて強弱相仰せり吾人が抵抗最も少なる東方亜細亜の国々に向ふ
は大なる進展をして此の法則を無視せるものなり

(60) 西班牙葡萄牙ハ如キハ世界ノ大勢ノ推移ヲ知ラスシテ軍ヲ英ニ対ス（和蘭）
海軍力ノ維持ニ腐心アリシ間ニ大陸方面ニ於テハ各国ノ立脚
地ハ薄弱ナリ干与出来ノ陰ナリ海上ニ於テハ英ニ対抗シ得ル
隔リテ今日ノ衰運ヲ陸上ヨリ亦且遅ヌキノ中京ニ干与附ケ
ラシメ今日一回的物ナキニモ拘ラス然シ海上ニ憧憬セル如キ
ハ亡国論ナリ

(61) 露独ノ仕敗ト軍強ノ仕敗（別表ノ比較）

62、英吉利殖民地経営の要訣は地方を経ては英本国の強
権的統治を避けの自卸を主体として行ける民族擁護的

には如何にしても北米合衆国の如きものが続々出来ては
不穏の事例には余葉とは云へぬ、加那太や濠洲南阿
亜等も各々とろかしと云ふ事はあるまいけれども
遠き将来の事を思へば何とも云へぬ、遠く隔絶した陸
上の出来事には偉大なる海軍ありとも長鞭馬腹に及
ばぬ感がある、併し斯る云ふ事は些尾の必要でもなれ
何十年ある後の将来るかも知れぬ事である如何
英国の為めには杞憂と云ふて寛しれけれども今や米
は独立植民の前途に立って向ふ所を択びつつある

帝国々民の如きは英国陛下の一時の御幻想の遠は
きをすに拘らず殖民将来前途を達観して前途の方針を
定むる事が肝要である、
前に述ぶる如く英本国は孤島的独立を失なって居る即ち殖
民地や他国よりの輸入に依りて僅かに生活して居る状態であ
る英本国の生産額は一年十二月中に於て僅かに三ヶ月を支ふるに
足るだけの生産あるのみにて他はみな仰ぎて居る位も
殖民地生産品の分配を受けて経力や食糧の用を
弁して居る様なもので ある、途中の危所

完かある如様あるは日中は暗やみに彷徨ふは運命

作出と云ふ心境に陥るのである、英国としては世界の

産出家とことを有するに持来す艦隊建艦せとしても

優勢を保持して行かねば日本は餓死せねばならぬ

印度維持にあつては海上権の保持は日本の死活の問

題である様に於けるが如く年々七十五十万人口の増

出先而も整然たる出先を求むるため海上権の

保障を要するぬき技術の関係では英、米、独

主権を我邦の適用せんとするは我邦が優越を得(?)連

側の感がある

陸軍

我国民の選良を以て任ずる代議士すら品性の劣等の人物もあるを

語り社会の木鐸を以て任ずる新聞雑誌すら私利に眩惑して権力

私党の言論を弄する者もある如きかゝる今日に於て世間の嘲笑と罵

を立つる所要して純良なる国民の輿論、良識ある天下の公論

と認め得べきや否やは疑はしいものとす

欧州大戦争に於ける独軍の勝利を以て世界の弱者に対する同情露の路を

侵犯する反抗心、独逸人の財力的援助、西欧各国の不抗力に帰し所謂

結局して武力を以て得るものにすぎすと帰し堅実なる財力の

培養とるべしとする論するものもあるが財を積んでも実力を欠く所

なきは甚の財は弱者の屍を完たすの用に帰するのである況や仏

国の富をしても列強の軍の勝つたとは出来をもあり故に財力

の培養は決して軽視してはならぬが国の存立を危うする敵の国防上の欠

陥をも軽視して財を積まんとするの論は我国民として独逸人の轍

たらしめんとするの條項である、予等の施政はそこ軍隊のみならず何くもまてあれ
縦しくや、備を得るまと呼号せり財力一定限りに遮ニ茎に増
師ア軍を増する如きは畢竟世界の大勢に適せざる井情的當
の條備の道を與ふるものと謂ふべし
外交は最近の政策より其の他都の思はくなとのみ考慮して停
折結締調整は寧ろ他の途徑を施さしむるに過ぎざるべし
然るに一般一体を悟せば東洋に関係する各国も甚だ強く論らと考ふ
るものあるを主とせは予の本来標を発せさるの論である、極東問
題は日本の死活関題なると共に列国としては単に利害関係の強
度的侵略的の手段に過ぎぬ予も力争ひあるにあらずそれ故個
極に死活せ存の関係にあるを有する者は極めて力庸を入
るものはあれ、乃ち我の軍備を充実するは破産の余
餘を節約せしむるの手段とある

陸軍

然り今後二三十年を待たず時代として軍備拡張之変は甚しからぬとも
内之れを有する者あるも内地から之を除く卸して見れは
十年一日を保して何等変化する所なきを出来さ
将来と世界の趨勢と無関係なる陸軍の勢力は
そして我国としては殖かに及ぶは世界の大勢を知り
そしてあるものた東洋で勝勢力を見り殊に極東へて我が
可笑 ——
然し甲乙範囲を三域に立てり対二三国は江辺境まてとして云ふましたる陸軍
西部軍備の根拠は今日甲乙範囲の掌中に在り而して山西辺まで根拠したる
今日に在りては其根拠基礎を根て変更あり得るて旧露路線の外
西を基として彼是云ふは根本に於て誤りと云ふものあるとも
保備に階段の諸問題而も之か可及接近を完備するの要
は西軍勢力の衝突は依然として結果方面として予防の基礎
又は直ちまの印拠を要して陸軍の求めぬ

陸軍

陸軍

之を以て国防の根本に要点を集中せりとなすは畢竟するに
用兵の何たるを知らぬ素人考である。用兵作戦を右
して所の好きなことをなす者は理を無視して某者の所謂る
我は我れの論である。決して公平の論ではない。公平なる国家
今日は我が兵力を常に直接に配置しては置くべきか
出来るは両者の交通路に対して偉大なる兵力の位地に
立つを得せしむは何よりも大切なる機密の策を施せ
すして却て敵をして交通路機略の為大なる兵力を分
割するの止むを得ざらしめ海軍方面の作戦は比較
的容易なし我が方を強制するを得るか出来ぬ
該偉大なる其の鉄道が出来て国家軍兵力を用ふる
の面が直接地中に重要なりとも要するに地陣の両軍の方
面は支作戦の方面とするであつて付けても始

奉天を経て北京に至る鉄道と大連―哈爾浜を経
て北京に至る鉄道及北上を直ちに大連若くは山海関に
至る線路との三線路を使用し得て今日北満の軍は
之を集中し得る朝鮮及蒙古線の二線を利用するに比して
一線の増加で今日より十三個師団だけは早くも全力を
直隷地方に集むるを得る所なり。然して前述を
め得る時期が三ヶ月だけは早くなる所なるが吾人の信ずる所は
要するに此の道の露国極東軍備完成に地勢地図で露国を
比較に於ても十比較的有利にある所なるが我国軍の
の権限は今日に於ては何等の露国の基礎を動揺せしむ
るに至らざるのみならず相当に中共の軍事組織が出来て
ても今日の基礎の上に建設せられたる軍事は従って将来に
対して余りありと考へて宜しい。そして考ふるの必要である。

四、我軍の軍隊皆兵主義をとりて予備将校として兵的組織も
持続する所以は帝国軍の基礎を根本に破壊して社会主
義者共産主義を任意にしもあって一種の危険思想と
称され、露国の所有たる未も英十世の派を怖れるも
一度は英や欧洲諸国の為めの存在に過ぎずして純なる露のみ
ならずして一般の輪郭方は必ずや其の方面に導かれ来るべし
然るに今日此の世界の運に向ひつつある各国の各民族の気風を
指導せんとは我が帝国軍の権限に超したる全く偏者は此
を見ざるの偏見に陥りたるものと謂ふべし

五、帝国皆兵制度に対する国民根本の思想は先きには忠君愛国
精神の士として死しては護国の鬼たらんとするの心に在る。然るに英
米に於ける傭兵と其の考は一種の営業である。然しては独自た
が統一せんを失へは思想何千年と動揺づくて兵役に服して

る、吾氏の兵役に對する考も同様である、從て多くの船役者を
要する大陸軍は吾等の否みありては、必要とありても編成せぬ
然るに機械の力を借りて人力の少量を要し而も徐人をとし
め利く海軍を以て吾防の主力とせねばならぬ、之は用ゐる
ゐるの術りては甚だ有経済千万のものである、
66、帝国は將来の進出先を南方に求めんとするならば一番之を
北米の向はんとするよりは大なる結果ある考である、之を少なくする
為軍の準備を要すると云ふのは対地米準備よりも吾が為
を催くるの價値ある備しあり、まさは此数年内の過す孫
る様また多くの内紛ではあれ、

67 全般ト敵モナル戸備ハ世界ナリ日本ハ目下ノ急務ノ情
勢ニ鑑ミ故ニ陸師又ハ海軍ノ擴張ナリ於テ戸備ヲ敵ニ起ル仕
事ヲ見ルナヘシトノ敷備ー朝鮮對支ノ側備

キ備スルコト
68、独乙ハ今ヤ従来ノ対英観艦主義ヲ捨テ和シテ竟ニ競争ヲ
止メシ十六対十ノ威力ニ甘ンシ之ニ向モトトシタル覚力ヲ
陸軍ニ使用セントスルニ至レリ之ニ倣ヒ我ハ却テ之ヲ陸海
偏リニシテ最後者ヲ丁スルトノ威力ヲ表示スルコトハ困難
ナルヲ以テ空軍ヲ一覧カヲ以テ作リタル威力ニシテ実果ヲ
早ク現ハシ得ル方面使用スル及早リ現ハシ易キ方面
ニ使用スルヲ上策ナリトス是ニ於テ独乙モ亦予メ之ノ考
ハ早計ナリ　一君民ノ膨脹ハ統力ノ到キ方向ニ求リヘキ
如モ水ノ低キニ従フノ原則ト同一ナリトス（二月中旬）
69、一国ノ防備ヲ決スル上ニハ世界ノ最強国ヲ目標トシテ之ニ
和シ備ヘ得レバ陸ニ海ニ法構ナルヘシ而シテ決シテ
世界ノ最大富国トテモ実ハ能ハサルヘキハ必ナリヤ

日英、仏露等の一和国に於て他国の力によつて利用し得べき
点は必ずや之を遂せざることを図らざるべからず
英の海軍を以てして尚ほ地中海艦隊の主力を
ジブラルタルに集中して地中海方面は仏の海軍
に依頼し独の北海上に於ける海上勢力を牽制
するが為に露西亜の波羅的艦隊を利用する等
遠慮あり　我海軍の如き後援を牽制する為には
英との同盟に信頼すべきは十分なり　米の如きは之は
英の支援によりては之を牽制する為には利用し難く独
力にて牽制するの覚悟と用意は必要なからんも
の天下となり　今日に於ては之を目標として海上
軍備を制限するは却て我より敵愾心を挑発せしめ
むしろ主義を破りしめ或は比島独立の認許を誘導

せしむる等必要なる空軍を充実し我の防備を全くするに
如くはなし　必ずしも困難なることにあらず

70. 軍縮の進歩せる部分に於ては開戦の主唱者は軍部君主に
もあらず政府にも非ずして寧ろ国民其の者である斯の
如くして始めて軍事的無準備なる援護を得る軍備は勇
猛にして而して謹慎に保持すべきものと極言するも宣戦は民衆の
大権に属すと考ふ　国民の意向に背きたる開戦は寧ろ
不幸に終りたるも之を要するに故に好戦的なる陸海軍に
対しても国民が制を振りて立つの意思を有せざるべからず
覚悟あらば強て軍備の拡張を急がずとも可ならずや
かくの如く時の最後の決定者として従て之の国防力
軍備を非議するは国防当局者に難きを責むる
ものとするものだ況んや国民の為の財に負担を強いさせて居る

不覚を取りたとあれは非理なる皇室と我の独立を如何
せんとするは我氏の其の責任を問はる、先づ責任の
衝に当るものは各防第向者ではなく所か我氏とし其
事の責任者の甚重も其絶頂までは崖退するの
必要あるべし

77、我国防軍は自衛の外に列国をして常時の意見を常
に勤めしむる程度の者を整備し置かねば平時に
於ける軍備が全く不生産的に終る事となる、上の
程度に軍備が整備しあれば平文経民国家の
技術として軍備を生産的に使用することが出来る
従つて具眼の士は時の辺に思を致すか宜しい、尚併
時の如き、利用を今日の外交家に要求するは、恐らく
者か出てあるかも知れないけれども寧ろ斯くありたき

ものである、

48、今や帝国に於ける国論は遠近に馳せ利害に盲せる世論
の為に日に排外的傾向に進みつつある、然るに我
か此の主張より覚醒するの時期は帝国が存亡を賭する
の危機に臨むの日か帝国が内政より駆逐せられて不振となる
る海上派遣の境遇に陥るの日より外には之なかるべし

49、千九百三十年十月二日昭和列国協約の上に提携の結果で巴里
解決に際して(一)列国は世界平和を維持する為ての条
置に反対すること、(二)仲裁手続第二十条第二項其の帝の
主権の下に於る国家の内政紛争を列国の手より裁掟
すべきこと、(三)若し戦争起るも紛争法によつて経済上の並
を許さざること、を通牒した、十月十日国際法は紛争の
連絡連携の結果は蔣介石を遁くるや満洲に於ける列国は

前言を翻し列強中にも既成撤廃を主張するもの多く
却て從来の主要條約の法案ありとし是認するもの
ありては我が看々失却したる既成の事実は六七ヶ條
和の約の識言を日本政府にありたるの効果がある。地域中他国の宣傳
を擁護聴測して自ら歴史上の鬼面を蒙り之を直ちに揃
て乗ずべき未曾有の好機（西欧方面支那の動揺）をも擲棄
せずして也為に至らしむるは宋襄的の仁心より出たるか或は其の畏
笑すべき位であるか鬼面に恐怖して手出しを為し能はざりし哉
言ふに堪へざるの極である

80、各国現在の陸兵人員は人口百に対して伊国は〇、四三、独国は〇、四
七、佛国は〇、七強に對して露国は墺国と等しく僅々〇、三三
余に過ぎぬ、日本は夫れ（ナニ年青年のノイエ、フライエ、プレッセ紙）
であるから人口より云へば何も心配することと

81、日本戦争の若書を以て有名なりし「ホーマー、リー」は「アングロサクソ
ンの危機（The Day of the Saxon）」なる書を著して大に政治上及
軍事上英米の要を英国民に警告したり其の研究大要
を掲げて左の如く論断したり
一、全世界の英国領土を政治上及軍事上統一すること
二、英国及其の全植民地の白人に對し国民皆兵制度を励
行し濠洲の陸兵力を直ちに出征し得る師団と為すこと
三、植民地の法律は日本人の影響を受けざる如く之を當局の手に
一任すべきこと
四、支那の兵力を有する手段を以て増進せしむべきこと之と露国及
日本に對する戦争に於て支那は自然英国の同盟者たるべければ也
はなり
彼は断じて以て横浜港税関を露西亜に附して速成せんとせり（此の事は協約二十年に置）

陸軍

陸軍

71

自己ノ利益ト相反スル所ノ他国ノ利益ガナカラザルベシ
此際外交ノ妙用ハ其数ヲ減少シテ限定ナラシムルニ
在リト雖モ是レ望ムベクシテ得ベカラザルノ現状ナレトモ
左ニシテ利益ノ範囲大ナラザルモノハ這モ政策ヤ軍備
ノ施設宜シキヲ得ザル為メニシテ増大ナラシメ利益及
スルノ利益ヲ増加スル如キハ考ヘモノナリ
列国対立ノ今日ニ在リテハ正義ヤ人道ハ自衛ノ名目モ
スル好語ナリト雖モ一国存立ノ必要上極自利ハ他国ニ対
シテ甚ダ迫切ナリト思惟スル所ノ方法ヲ以テ自己
ノ利益ヲ保護スルハ今日ノ趨勢ナリ

72

郎チ己レ独リ道徳ノ実践ヲ行フ者アルモ道徳ノ実践
ハ将来ノ運命ヲモ保障スルモノニアラズ免角

世人は芸能の売子画家を西洋の大家を周知す
るの弊あり

73 政府は萬事に早く増設ありとも萬事に付して
萬事皆緊要中なるの施設を建設することは困難
なり殊に専門事業に於て然りとす諺に曰く耕
は農に問ひ織は婦に問へと其の意見を纂
録して簡単をすることは必要なりと考ふ

74 近来新聞一件の至近は承知手立利子僅少の世と
なりしことを喧嘩せり従て白一年余の如し
子弟は学生の徳義教育を探ることあり

75 仲裁裁判制の進歩ある唱導者たる米国にても
国際的紛争を海牙仲裁判に付することは異論

[illegible]

かくれ[illegible]の如き姓文の解釈[illegible]の問題に於て
さえ[illegible]仲[illegible]判の[illegible]も[illegible]たものだ
吾人は堅実なる平[illegible]の[illegible]を普及せしむること
と努力しつつあるも決して[illegible]を[illegible]せ
んとするのではあらぬ畢竟子[illegible]の[illegible]訓
悟せしむることは平[illegible]上[illegible]の
たることを十分了解せしめたものなり[illegible]
資材の要素たるべき[illegible]して十分に訓練せしめ
きあらさるときは其他の[illegible]て欠く可らざる[illegible]
見とするも[illegible]の目的は何等の用をもなさぬ[illegible]
も[illegible]大なる事[illegible]の[illegible]
[illegible]何等の用をなさると[illegible]も[illegible]

東亜共同体成り今一ト将軍曰く子民の軍は
訓練を積くるは経済的價値を増進せしむるに
ゟ効果あり此の訓練を受けし者は何等の職
業に於ても二割五分乃至三割の作業力を増
加するものなり加之子民は此訓練に依りて一層
経験ともあり一層経済的となる一言にて總之訓練
を修得せる子民の総計に於て数人の犯罪
が半分の少なり一なるを見るも明かなりと即ち子
民の紀律並道徳は一層改善さるゝ訓練
軍隊に於て良くなるものなりしと

年　月　日

陸軍